

## IV 被扶養者の認定・継続認定・取消に関する書類

組合員は、地方公務員等共済組合法第55条に基づき、遅滞なく被扶養者認定・取消申告書および証明書類を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

### 1 被扶養者認定について

被扶養者の認定事務の方法については、「普通認定」と「特別認定」の2つになる。

(1) 普通認定（給与条例上の扶養親族として認定されている者。）

提出書類	
必須	・ 被扶養者申告書 P90 … 様式内の「事務担当者証明印」を押印のこと
	・ 扶養手当認定簿、扶養親族届（所属所受付済）又は扶養手当支給証明書の写し※1
該当する場合	・ 国民年金第3号被保険者関係届 P163、記入例 P165 ※組合員の配偶者(20歳以上60歳未満)を扶養の場合
	・ 前保険者発行(国保除く)の資格喪失証明書
	・ 重度心身障害者を扶養の場合 … 戸籍（抄本又は謄本）及び住民票謄本

※1 他共済からの転入者は、前組合の被扶養者証の写し又は資格喪失証明書の添付。  
（被扶養者がH8. 4. 2～H9. 4. 1生の場合は特別認定書類が必要。）

(2) 特別認定（給与条例上の扶養親族として認定されていない者。）

提出書類	
必須	(あ) 被扶養者申告書 P90
	(い) 扶養事実申立書 P91
	(う) 戸籍謄本 ※1
該当する場合	(え) 認定対象者の所得証明書 … 中学生以下で所得がない者は省略可
	(お) 住民票謄本 … 認定対象者が配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の場合※2
	(か) 扶養に関する協議書 P92 … 組合員以外に扶養義務者がいる場合 ※3
	(き) 扶養手当不受給等証明書 P93 … 組合員以外の扶養義務者が就労している場合
	(く) 組合員及び組合員以外の扶養義務者の所得証明書 ※4
	(け) 退職を明らかにする書類 ※5
	(こ) 給与支払証明書 P95 … 認定対象者に給与収入がある場合
	(さ) 確定申告書及び収支内訳書 … 認定対象者に事業所得等がある場合
	(し) 年金額を明らかにする書類（年金証書や年金改定通知書等の写し） ※6
	(す) 株等（不動産を除く）の譲渡収入を明らかにする書類 ※7
(せ) 送金証明書 P96 … 組合員と認定対象者（子・配偶者除く）が別居の場合	
(そ) 扶養手当認定簿の写し…扶養手当が自動喪失になる者（22歳到達、再任用者）は除く	

※1 法改正のため戸籍の改正が行われており、内容が省略されている場合は、改正原戸籍(改正前の古い戸籍)。

※2 認定対象者の属する世帯全員分(続柄省略不可)。

※3 協議日は、事実発生年月日とすること。

認定対象者	組合員以外の扶養義務者となる主な人
配偶者	無
子	配偶者、子の配偶者
父母	父の場合は母、母の場合は父、兄弟姉妹
義父母	義父の場合は義母、義母の場合は義父、配偶者
兄弟姉妹	父母、兄弟姉妹の配偶者、他の兄弟姉妹

※4 組合員以外の扶養義務者が公立学校共済組合の組合員又は被扶養者である場合は省略可。  
組合員以外の扶養義務者に給与収入以外の収入がある場合は、その収入に応じ(さ)、(し)、(ず)の該当する書類を提出すること。

※5 離職した場合に必要。

(ケース1) 雇用保険に加入していない→・退職証明書兼雇用保険未加入証明書(P94)

(ケース2) 雇用保険に加入しており、雇用保険法による失業給付を

受けない→・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し(ハローワーク発行)

受ける →・雇用保険受給資格者証の写し(ハローワーク発行)

(ケース3) 公務員が退職した場合→・退職辞令の写し

※6 年金(公的年金、企業年金、生命保険契約に基づく個人年金及び積立年金、沖教済年金)を受給している(する)場合に必要。

(例) 沖教済の年金について

① 年金タイプで受け取り → 所得に含める。

② 一時金として受け取り → 所得に含めない。

※7

(ケース1) 確定申告により所得税を納める方

→・株式に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(ケース2) 特定口座による源泉徴収により所得税を納める方

→・(年初に各証券会社等から発行される)特定口座年間取引報告書

## 2 被扶養者取消について

認定対象者が、以下の要件に該当する場合は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、取消日以後に給付（診療等）を受けているときは、当組合負担分の給付相当額や医療費を返還しなければならないので、手続きを遅滞なく行うこと。

### (1) 提出（返却）するもの

<b>必須</b>	・被扶養者申告書 P90
	・組合員被扶養者証・・・紛失等で返却不能の場合は「紛失届」 P99 (限度額適用認定証、高齢受給者証等も同様)
	・国民年金第3号被保険者関係届 P163 ※ 組合員の配偶者（20歳以上60歳未満）の取消事由が、離婚、収入超過（厚生年金加入を除く）のとき
	・普通認定者・・・扶養手当認定簿又は扶養親族届の写し及び下記の添付書類
	・特別認定者・・・取消に関する申立書 P97 及び下記の添付書類

事由	添付書類	取消日
① 就職	・事業主の就職証明書又は健康保険証の写し	就職日
② 収入超過	ア 就業当初より月額108,334円以上の収入を得たとき(予測含む) ・雇用契約書の写し、労働条件通知等	就業日
	イ 就業中に3か月連続で月額108,334円以上の収入を得たとき (障害年金又は60歳以上の公的年金受給者は月額15万円以上) ・給与支払証明書 P95	3か月目 給与支給日の翌日
	ウ 月額3,612円以上の雇用保険を受給したとき ・雇用保険受給資格者証第1、3面の写し（ハローワーク発行）	認定(支給)期間の初日
	エ 事業等の所得が確定申告により130万円以上と判明したとき ・確定申告書及び収支内訳書の写し	税務署の受付日 又は電子申告受付日
	オ 年金の決定・改定等により所得額が130万円以上となったとき (障害年金又は60歳以上の公的年金受給者は180万円以上) ・年金証書、年金額改定通知書等	通知受領日
カ 株等の譲渡収入（譲渡価額 - 取得価額）が年間130万円以上と判明したとき ・年間の取引結果がわかる書類	確定申告日又は特定口座年間取引報告書の受領日	
③ 婚姻	・戸籍謄本の写し、婚姻受理証明書の写し等	婚姻日
④ 離婚	・戸籍謄本の写し	離婚の届出日の翌日
⑤ 死亡	・死亡届又は埋火葬許可証の写し（市町村発行）	死亡日の翌日
⑥ 別居	同居要件のある親族（配偶者の父母等）が組合員と別居したとき ・住民票の写し	別居した日

※ 75歳到達により後期高齢者被保険者となったときは、75歳の誕生日当日で取消となる。  
(65歳以上75歳未満で寝たきり等の障害認定を受け、後期高齢者医療制度へ加入する場合は、加入日)  
・・・被扶養者申告、添付書類等は不要。証返却のみ。

### 3 事業所得等に関する認定基準一覧表

事業所得		不動産所得		農業所得	
売上原価	○	給料賃金	○	雇入費	○
給料賃金	○	減価償却費	×	小作料・賃借料	○
外注工賃	○	貸倒金	×	減価償却費	×
減価償却費	×	地代家賃	○	貸倒金	×
貸倒金	×	借入金利子	×	利子割引料	×
地代家賃	○	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	損害保険料	×	種苗費	○
租税公課	×	修繕費	○	素畜費	○
荷造運賃	×	雑費	○	肥料費	○
水道光熱費	○			飼育費	○
旅費交通費	○			農具費	○
通信費	○			農薬衛生費	○
広告宣伝費	○			諸材料費	○
接待交際費	×			修繕費	○
損害保険料	×			動力光熱費	○
修繕費	○			作業用衣料費	○
消耗品費	○			農業共済掛金	×
福利厚生費	×			荷造運賃手数料	○
雑費	○			土地改良費	×
				雑費	○
				農産物以外の棚卸高	×

- ・ 売上原価の中で、「仕入金額」のみ控除可能。
- ・ 給料賃金、地代家賃、小作料・賃借料は、同一生計、生計維持関係者は控除不可。
- ・ 旅費交通費、広告宣伝費、雑費は内容により判断。